

令和5年度第4回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日 時：2023年（令和5年）9月12日（火）

午前9時半から11時半まで

会 場：藤沢市役所本庁舎6階 6-1会議室

委 員：高山代表、島村委員、種田委員、西村委員、高橋委員、
小野田委員、奥田委員、山田委員、齊藤委員、冨澤委員、林委員

計11名

事務局：佐藤福祉部長

障がい者支援課

（臼井、星野、真下、増田、鎌田、岩本、竹原、伊原）

福祉総務課（古郡）

子ども家庭課（金子、安田）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計13名

欠席者：1名

傍聴者：1名

1 開会

（事務局：臼井）

それでは、第4回計画検討委員会を開会させていただきます。本日の会議で意見を出し切っていただいて、最終取りまとめに向かいたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。続きまして委員の出席状況と資料、前回議事録の確認について事務局からご案内をいたします。

（事務局：岩本）

障がい者支援課の岩本です。本日の委員の出席状況をご報告させていただきます。本日委員12名中11名の方に出席をいただいております。船山委員はご欠席となっております。続きまして資料の確認をさせていただきます。一点目が第3回障がい者計画・障がい者福祉計画検討委員会会議録の（案）。2点目が2023年（令和5年度）の計画検討委員会及び事務局名簿そして3点目が資料の1、令和4年度第6期ふじさわ障がい福祉計画、第2期ふじさわ障がい児福祉計画モニタリング。そして資料の2、ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直しの素案）。資料3-1 サービス見込み量等算出の考え方について、資料の3-2、藤沢市障がい福祉サービス等の事業推計。参考資料としまして、重点推進項目検討シート、参考資料の2として、第2回計画検討委員会実施報告。資料の3として、第3回計画検討委員会実施報告、そして最後になりますが、参考資料の4として、現行計画との変更点、こちらを事前資料として配付をさせていただきます。一点会議の次第について本日になりますが訂正をお願いいたします。会議次第その他の（2）において、藤沢ふれあいフェスタでの追加イベントについてとございますが、今回こちらについての情報提供はございませんので、削除をお願いいたします。次に前回協議会の議事録についてですが、昨日までの議事録修正についてのご意見はございませんでした。この場で、その他含めてご意見のある方いらっしゃれば、挙手及びご発言いただけるとお願いいたします。それでは議事録としてこの内容で確定して後日委員の皆様にはメールにて送付をさせていただきます。よろしくお願いたします。

2 報告事項

（1）令和4年度第6期ふじさわ障がい福祉計画・第2期ふじさわ障がい児福祉計画モニタリングについて

（事務局：臼井）

それではここからは進行を高山代表にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(高山代表)

それでは早速、今日の議事に入ってまいりたいと思います。まずは報告事項ということで、令和4年度第6期ふじさわ障がい福祉計画第2期ふじさわ障がい児福祉計画モニタリングについて資料1に基づいて事務局からご報告、ご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田)

資料1に基づきまして、第6期ふじさわ障がい福祉計画の令和4年度の実績についてご報告させていただきます。事業及びサービスの種類が大変多く全てを口頭でお伝えすることは難しいので、前年度や見込み量との比較において大きく差が生じているものを中心にお伝えしていきます。それでは資料1の6ページをご覧ください。ここからがサービス量の見込み量の実績になっております。こちらでは重度訪問介護につきまして、実人数及び利用時間数ともに前年比で増加しております。次に、重度障がい者等包括支援につきましては、市内事業者がない状況が以前はありまして、実績がない状況です。続きまして、7ページは日中活動を中心としたところですが、自立訓練の機能訓練につきましては、こちらでも市内の事業所がなく、これまでも七沢の自立支援ホームの利用が主でした。昨年度についてもそちらの利用希望が1人という状況がございまして、実績は大きくは伸びてはおりません。それから、自立訓練の生活訓練につきましては、利用人数は前年に届きませんでした。利用日数について伸びてきておりまして、前年及び見込み量を上回っております。続きまして8ページになります。ここは就労系のサービスと居住系のサービスですが、就労継続支援A型につきましては、市内事業所の閉鎖が実は令和3年度から4年度にかけておきており、その影響を受けて実績が落ち込みました。自立生活援助につきましては市内22事業所ございまして実績が上がってきてない状況があります。このことにつきましてはサービス内容がこの相談支援や関係機関との調整がメインであって、内容が計画相談と重複するようなどころもございまして、計画相談の方々にそういったところを対応していただけているという予測をしております。続きまして9ページになります。こちらが計画相談についてで

す。実績が前年及び見込み量を上回ることができました。また記載はありませんが、セルフ率が令和4年度につきましては50.8%で、令和3年度が56.1%でしたので、ややセルフ率が下がってきて、良い方向に向かっている印象を受けております。続きまして10ページになります。こちらは地活の事業ですが、まずは(4)の成年後見のところをご覧ください。これについては全体的に実績が伸びてきています。一部ですが、赤字でお示ししている昨年度の実績について当時記録の誤りがありまして、令和3年度の実績を9と示していますが、これが正しい数字になりますのでご確認ください。それから11ページになります。こちらでは(6)の手話通訳が新型コロナの影響がかなり軽減されて実績を大きく伸ばしています。最後12ページですが、日中一時支援が市内で認知されまして生活に合わせた形で利用できるようになってきている印象を受けております。他のサービスを利用していない曜日、それから時間帯での利用が進み、実績が大きく伸びてきています。以上、障がい者支援課からは以上となりますが、続いて子ども家庭課からその他の事業についてご説明をさせていただきます。

(事務局：安田)

子ども家庭課安田です。私からは、第2期ふじさわ障がい児福祉計画のモニタリングについて報告させていただきます。13ページからです。まず、1番目の児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備についてですが、継続して市内にはセンター2ヶ所あります。センターの方で児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい相談支援の事業を行いつつ、他の障がい通所支援事業所との連携としては、令和4年度は全3回の連絡会を通して連絡、緊密な連携を図っていきました。2番目に保育所等訪問支援のサービス提供体制の強化についてですけれども、令和3年から令和4年にかけて事業所数が3ヶ所増えています。保育所等訪問支援の連絡会についても令和4年度については全2回開催して情報共有を行っていきました。続いて14ページになります。3番の重症心身障がい児等へのサービス提供体制の強化についてですけれども、引き続きという形で、藤沢市の重度障がい児放課後等デイサービスの受け入れ促

進事業助成として、看護師配置に関する助成の支援を行って参りました。4番の医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置についてですが、藤沢市の医療的ケア児等の相談支援体制や藤沢市の医療的ケア児等のコーディネーター配置等について検討等を行ってまいりました。続いて15ページです。まず、障がい児通所支援の中でも児童発達支援放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については全体として利用する実人数が伸びております。

またコロナの影響が薄れてきたこともありまして、1人当たりの月当たりの利用日数が伸びている形になっております。特に児童発達支援については、令和3年度は1人当たり月平均6日だったところが、令和4年度には月9日まで伸びてきております。保育所等訪問支援については先ほどもお話しましたが、事業者の数が増えたこともあり、かなり実績が伸びている形になっております。相談支援、障がい相談支援については事業所数が増えたこともあり令和3年から令和4年にかけて実績が伸びているという形になっております。子ども家庭課からは以上となります。

(高山代表)

ただいまのモニタリングということで、実績のご報告をいただきました。この後質疑応答の時間をとりたいと思います。結論はもう既に結果が出ているということですので、ご質問等も簡潔にお願いしたいと思います。では種田委員、林委員の順でお願いいたします。

(種田委員)

令和4年度コロナの影響もある中で事業が進んでいったことを嬉しく思っております。その中で9ページの相談支援の中の計画相談支援が進んだことが、藤沢市としては、今までにない素晴らしいことかなと思います。どのような要因があったのかお尋ねしたいと思います。

(事務局：鎌田)

実績が伸びたのは、事業所がまずは増えたところにあります。現在は昨年度末時点で22前後の事業所がありますが、それまで数は10台後半でした。2、3件新規で事業所増えていただいたので実績が増えたという背景があります。

ですがまだ湘南東部圏域単位でも、藤沢市でもセルフ率は県内でも高いので、まだセルフ率は下げていければと思っています。

(種田委員)

相談支援専門員も人数が増えていますが、これは単純に事業所が増えたからですか。

(事務局：鎌田)

はい、事業所が増えているというところもありますけれども、毎年コロナで少ない年は10人台でしたが、大体20名ずつ相談支援専門員の研修行っていたいています。そういった方々が、事業所に戻って相談支援に従事していただいていることで、1事業者あたりの相談員も多少増えてきているという状況があります。

(林委員)

4番の福祉施設から一般就労への移行等のページの(3)番の一番下の欄ですが、就労定着率という言葉がありますけれども、その定着率というのはどれだけ定着したものの値なのかということ、まずお尋ねしたいと思います。以前は1年と聞きましたが、2、3年続いた場合のデータは特になのかということですか。

(事務局：鎌田)

林委員がおっしゃっていただいた通り期間については、変わっておりません。それで、実はデータについては県から指定された統計のとり方をしておりまして、こちらの数値は県が直接事業所に掛け合って吸い上げた情報で我々はその数字を県にいただいている状況ですので、独自の抽出はしておらず、以前と変わらない状況でデータは出しております。

(山田委員)

質問としては、主任相談支援専門員が数字として伸びてきているかと思いますが、これは基本的に障がい者の分野において活動されている方の受講が伸びているということになりますでしょうか。

(事務局：鎌田)

はい。主任相談支援専門員につきましては、大きな流れとして必ずそうしなさいというわけではありませんが、基幹や委託を中心に県からもそういった流れの中で地域になるべく広めていけるようにいろいろな技術や知識を習得するという形で募集が来ております。故に、大人子どもといった話ございましたが、どちらかというところ委託の人たちがそこにカウントされていくので、どちらかと言われると大人の分野になるかと思えます。以上です。

(山田委員)

ありがとうございます。そこで私からですが、障がい児児童発達支援センターや障がい児分野で活躍している方々にも取得できる機会があると、より地域づくりというところでのいいのかなと考えておりました。発言させていただきました。

(高橋委員)

7ページの福祉型短期入所のところの令和3年度。そもそもこの表の見方として、例えば令和3年度の計画で、計画が220で実績が129と記載されていますが、これはその年に220人の方が福祉型短期入所を使うだろうという計画に対して、実際は129人の実人数の方が使ったと、そういう理解でよろしいですかね。

(事務局：鎌田)

おっしゃっている通りになります。

(高橋委員)

その下の1100と686は何を表す数字ですか。

(事務局：鎌田)

これは129人、例えば令和3年の実績でいうと129人の人が686日ショートを使ったという意味になります。

(高橋委員)

そうすると、令和3年度はその計画に対して実績の達成率が計算すると大体58%ぐらいで、令和4年度が240の計画に対して209ということで、達成率を見ると87%ということで1年の間で約30%利用される方が増えたっ

というのは、かなり大きな増加だと思いましたが、何か理由があるのでしょうか。

(事務局：鎌田)

飛躍的にショートの数が増えたということはありません。おそらくコロナの影響はあったと思っています。正確に数値を出してはおりませんが、129の人が686日使っていることになると多分令和3年と令和4年のところでは使い控えとか利用控えもあったのではないかと思います。1人当たりの日数はそれなりに使う人は使っていた状況があるとは思っております。令和4年度はそれに対して80人ぐらい年間で増えていますので以前に戻りつつある状況の中で、部屋は限られていますから、その分利用日数としてはあまりそこまでは伸びていないということかと思っております。そのため理由としてはコロナの影響が令和3年度はまだ残ったのではないかと思います。

(小野田委員)

資料1の1ページ目にグループホームへの移行についてですけれども、見方としては令和3年度に日中支援型グループホームができて、その影響もあって数値が変動しているような印象をもっていますが、その辺はこの表には表現できないのでしょうか。

(事務局：鎌田)

ここは細かく調べるとどこのグループホームにという話になると思いますが、現段階ではそこまでやれていません。

(高山代表)

その他よろしいでしょうか。それでは報告事項と質疑は以上にしたと思います。

3 協議事項

(1) 素案について

(高山代表)

それでは次に協議事項に進んでまいりたいと思います。協議事項の一つ目、素案についてです。まず事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田)

資料2がメインの資料になりますので、今回については、こちらの素案についてご意見をいただきたいと思っております。今回の素案につきましては、前回までは第1章を中心にご意見をいただいてそれを反映させてきております。加えて今回お示ししている素案につきましては、第1章の部分も作文をしてきております。事前に資料をお送りさせていただく中で、この資料2の他に参考1がこれまで皆さんと一緒に検討してきた内容をまとめたものになっておりますけれども、そちらと、それからこれまでの検討を記載した参考資料の2と3、実施報告です。こちらも過去どのようなことがあったかを確認する意味で、お送りさせていただきました。今回素案とこれらの参考資料を比較させていただく中で、主に検討シートと素案の差異はこのように検討シートでは書いてあるけれども、素案の方にはうまく落ちてないのではないかとか、検討シートでは流れとして理解できたような気がしたものの実際文章にしてみると、少し印象が違うということがあったかもしれないと考えております。ですので、そういったギャップについて本日はご意見をいただきたいと考えております。それから構成がどのように変わっているのかは目次ベースで皆様にはお伝えして、また参考資料4を用いて全体の大体どの部分がどう移動しているかを可視化できるようにしておきましたので、こういったものもご参考にしていただければと思います。実はこの資料について事前に林委員からご意見をいただきました。そちらについて、素案上のページで言うと、16ページの基本目標の1のところですがけれども、事業取り組みの達成状況などについての部分の表現がわかりにくいため修正してはどうかというご提案がありました。こちらにつきましては、まだご指摘の通り3ヶ所ほどありますが修正を今後していきたいと考えております。続いて、29ページの課題の分析の部分で少し検討シートと素案が同期できていない部分がございます、こちらについて成人化への移行というところが抜けておましてそこは今後ここに挿入をしていきたいと思っております。それからこの下の方で国の方針の部分ですが、こちらの方で難病患者及び小児慢性特定疾病の児童等というように書いてあるところがあります

が、こちらは逆に検討シートの方でうまく同期ができておらず、ないものが書かれているというご指摘を受けております。こちらでも修正をしていきたいと今後は思っております。事務局からはこれまでの流れと委員意見としては以上になります。本日ここで出し切れない部分が生じた場合は先日お送りしているご意見の記入シートを活用して、9月18日まではご意見募集したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(種田委員)

29ページの課題の基本目標6の課題の分析の中で、二つ目のポチの防災の取組については概ね達成しているとありますが、これは達成していないと思っておりますが、この表現は何とかならないでしょうか。

(事務局：鎌田)

事業の評価については5段階の自己評価になっていてそれに基づいているもので、担当課から概ね達成できたということが自己評価としては上がってきているというものの記載にはなっております。という状況の説明になります。

(種田委員)

避難行動要支援者名簿の受け取りのパーセンテージは増えていますが、だからといって地域で避難行動要支援者の取組が進んでいるとは思えないので、数字上はそうかもしれませんが、もう少し違う表現があるといいと感じました。ご検討ください。

(齊藤委員)

元々のふじさわ障がい者プラン2026の中には17ページ以降、3障がいの年齢構成のグラフの資料が載っていましたが、今回の見直しの方ではそれがなくなっていますけれども、これは何か意図があつてのことでしょうか。

(事務局：鎌田)

はい。元の計画書でいうと17ページ、19ページ、21ページのグラフと下の表。今回、大元のところで必要なところを前面に出していき、それ以外の細かいところについては巻末に回していこうという発想があつて、現段階では、

細かい年齢のところは前には持ってきていない状況はございますが、計画書からまるっきり前回と変えてなくしてしまうといった発想ではないです。

(齋藤委員)

前回と見せ方があまり変わるのもかえって見にくいかと思いました。

(事務局：鎌田)

グラフや文章を少し入れ替えてみて、検討をしていくような流れでもよろしいですか。あまりにもデータとかの情報量が増えてしまうと、それこそ前回から今回にかけてこういったコンセプトで変えてみましようかと協議したことがひっくり返ってしまうといけないと思うので、なるべく結論、計画として言いたいことを前面に出していくという発想がありましたが、ご指摘を踏まえて年齢の部分については少し戻す形でやってみて、違和感がそこまでなければというところでもよろしいでしょうか。

(齋藤委員)

はい。要素として年齢構成は必要な情報だと思いますので、使いやすく見やすい状況になっていればいいと思います。

(西村委員)

51ページの基本目標3の、施策2の入所施設の整備のところでは言及されていますが、入所施設の持つ機能と役割を再考してほしいと思います。役割として生活が大きく崩れた時の立て直し、行動障がいなどの支援への橋渡し、短期入所の実施など大切な対応を入所施設は可能性として持っていると思います。国として入所施設から地域移行へという流れは承知していますが、生活拠点の選択肢の一つとしての需要は前々から保護者の中からも根強くあります。プランにこうした視点も盛り込んで頂けたらと思います。第5回計画検討委員会用に送付された資料2（概要版）17ページの4中間見直しに向けた方向性

暮らしの場の確保支援の見直しのポイントにある「住居の確保が必要」の「住居」の選択肢の一つとして入所施設もはずしてほしくない、少なくとも現状の入所施設数と機能はケープしてほしいという思いからの意見です。

(齋藤委員)

I T関係のことについて、視覚障がい者のI T教室みたいなことは、ご紹介はありましたが、全体としての情報提供のやり方や申請の簡略化など、いろんな意味でI Tの活用を積極的に取り組んだ方がいいかと思います。I T推進課などもある中で、どういう形で藤沢市として進めていきたいのかが見えてこないと思ったのでそのあたりを少し、あるのであれば方向性だけでも審議できればと思いますがいかがでしょうか。

(事務局：白井)

まず情報提供については、障がい者のWebアプリを来年度開発する方向で今、事前調整はしているところです。申請については、やはりいろんな申請手段を確保するという意味で、紙をなくすということが前提ではなくて、郵送もできて、インターネットで申請もできて窓口でもできるということが必要なのかなと思っておりまして、健常者も含めてデジタル市役所と言いつつしていますが、申請の電子化というのは、全体の流れとして進めていく部分もありますので、方向性というより実際の取組も進めているところですので記載の方は勉強していきたいと思います。

(種田委員)

基本目標5の26ページの課題の分析ですが、障がい者スポーツについては東京パラリンピックのレガシーを継承するなど社会資源を有効に活用する必要があると記載されていますが、この書き方は色々なものを省略しているような気がします。社会資源の中にボランティア等も含まれると思いますが、障がい者や障がい児がスポーツをする場の確保も書いているのでしょうか。もう少しわかりやすい表現がよいと感じました。

(事務局：鎌田)

その場の必要性は例えば見直しに向けた方向性の部分に一応書かせていただいているのですが、順を追ってではありませんがこういう課題についてこういった分析の結果、この方向性としてこのように打ち出していきたいと述べていく構成にしていますが、それでも記載が足りないでしょうか。

(種田委員)

ここで表現している社会資源というのは、ボランティアも場も含めているということですか。

(事務局：鎌田)

建物の場所も人も含めた意味で使っています。

(種田委員)

省略されている印象を受けましたが、わかりました。

(事務局：鎌田)

そこは例えばボランティアとか、そういった言葉を使って先ほど種田委員おっしゃっていただいたようなイメージです。「〇〇など社会資源」というように繋げるように文書を作り変えます。

(種田委員)

よろしく願いいたします。

(種田委員)

一つ、意見です。資料の3ページ目に当たるところで第1章の計画策定の趣旨の部分です。(2)のところ、障がい者政策・社会福祉施策の動向のところ、3ページ目の上から2行目のところが昨年日本の障がい者権利条約の遂行状況について、総括所見改善勧告が示されたというところの説明がありますが、書いてあることは間違っていないと思いますが加えていただきたいこととして、インクルーシブ教育の徹底の次に精神科への強制入院を可能にする法律の廃止や地域移行のことについて、改善勧告自体は地域移行と強制入院に関する事での指摘があったと思います。特にその大きく言うと二つ、細かく言うと3つが改善勧告の中で特に強調され報道でも取り上げられていた点ですのでぜひその地域移行、地域における自立生活の点を計画に入れていただきたいと思います。併せて、これも細かいことですが、地域移行の方が権利条約の19条でインクルーシブ教育が24条なのでできれば条文の順番通りに勧告の内容を示していただけるといいかと思いました。

(小野田委員)

安全・安心プランの表記の確認ですが、20ページの下の白枠のところでは連携による支援体制で安全・安心プランの普及などによる次の支援者の不測の事態に対応できる実効性のある体制の構築とあります。ここでいう支援者とは保護者を指しているかと思いますが、この表記では周りの福祉サービス提供の支援者を指すようにも解釈できて誤解が生まれそうなので、表記の工夫が必要ではないかと思いました。

(山田委員)

前回の会議等から障がい児相談支援から計画相談への児者切り替えが話題になりましたが、それが42ページ一番下の政策3のところに載っているかとは思いますが、若干触れ方の踏み込みが軽い印象を受けたので、もう少し踏み込んで書かれてもよろしいかと思いました。例えば40ページの意味決定支援というところだと成年後見制度に係る各種取組を実行しますといったように具体的なものが書かれているところもあるので、何か具体性があってもいいかと思います。中段の障がい福祉サービスを有効に活用できるようにというところは、ヘルパー等の支援が有効に活用できるようにという意味で私は見受けましたが、児者切り替えがもう少しスムーズにできるように何らかの記載があるといいのかなと感じました。

(齊藤委員)

重点検討審査の方では、子どものことも色々書いてありますが、こちらの中間計画素案の方が64ページ以降、内容が見出しだけなので中身がわかりませんがここはどのように今後なるのでしょうか。

(事務局：鎌田)

64ページ以降については、次の協議事項のところで見込み量福祉計画という、障がい者の福祉計画など、児童の福祉計画のところに入っていきますが、見込み量の出し方、考え方を示して記載の形としては前回の計画書と似たスタイルになると思いますが、この後で考え方をこちらからお伝えして、全ての事業ではありませんが見込量をお示しできると思いますので、そこでまたご意見をいただけるとありがたいです。

(小野田委員)

24ページでインクルーシブとインクルージョンの二つの言葉ができてきて、概ね同じ意味かという気がしていますが、24ページにはインクルージョンの推進という文言が、39ページにはインクルーシブ教育、38ページもインクルーシブな社会作りみたいなところで、この使い分けは国がしているものなんでしょうか。

(事務局：鎌田)

意味合いとしては、どちらも包括的なという意味合いそのものは変わらないです。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。現段階では以上ということでしたら、一旦ここまでの議論にしたいと思います。先ほど事務局からもご説明がありましたが、この後さらにご意見、ご質問があれば、後日メールでのご意見も19日まで受け付けるということでした。それではここで10分休憩取りたいと思います。

(休憩)

(2) サービス見込み量等算出の考え方について

(高山代表)

それでは再開します。では次の協議事項の二つ目、サービス見込み量と算出の考え方について事務局からご説明お願いいたします。

(事務局：鎌田)

まず資料3-1に、見込み量等の算出の考え方について書かせていただいております。まず一つ目として基本的な見込み量等の算出方法については、各サービスについて、過去のサービスの増加率それから手帳所持者に対する利用割合等を勘案いたしまして、令和6年度から3年度分の数値を算出していきます。ただ、地域共生社会作りの部分で国の指針で入所のところはもう明確に示されている部分がありますが、ここは市の方で待機者数等を踏まえて、本市の

実情に合わせた見込み量を算出していきたいと考えております。二つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業についてです。一つ目、訪問系のサービスや短期入所それから一部の通所サービスについては、利用実績がこれまで低下していたところがあります。この先見込み量算出の基準を新型コロナウイルス感染症発生前に戻して算出をし直していこうと考えております。続いて通所系のサービスは就労系のサービス、生活介護など在宅支援の特例措置が設けられておりました。利用実績につきましては、そういった意味合いも含めて増加傾向が過去見られましたが、特例措置が撤廃されましたので、令和2年度から4年度までの実績を少し下方修正していかなければいけないかと考えております。そういったところを少し考えながら算出していきます。続きまして3つ目の制度の見直しによって変化の可能性がある事業についてです。ここは地域生活支援事業の中の移動支援と日中一時支援が対象になっていますが、制度の見直しを今現在行っておりますので、過去の傾向統制の見直しによる利用拡大の見込みを含めて算出数値は算出をしていきたいと考えております。続きまして、四つ目、本市独自の項目についてです。地域移行支援、それから地域定着支援事業につきましては、個別給付としての地域相談の中のものと、これまで実績は低いまま推移してきている状況があります。ただ現場では支援者が動いていただいている状況がございますので、精神障がいの方の地域生活支援事業の実績が者計画の方に掲載をされていますけれども、それを再掲していくことも考えつつ、指定特定相談支援事業所の中でも、退院退所の加算として実際に動いていることを含めた見込み量をして見せていけると実態がわかりやすくなってくるかと思っておりますし、あと資料には記載できていませんが、施設からの地域移行の部分としてグループホーム令和3年度4人、令和4年度は2人でした。このように地域移行が上がってきている部分もありますので、そういったところも少し再掲するような形で全体的に人が動いていることはお示しできればと思っております。続いて共同生活援助につきましては今後重度障がいの方々、重度障がいがある方々の利用希望が増加することが考えられます。そういったところを視野に入れて、日中サービス支援型の共同生活援

助における区分6の利用者の方々の割合を見込めるように独自項目として設定していくことで、少しでも重度の方々が地域でどのように受け入れられているのかの目安にしていきたいと考えております。5番目が今回見込み量を記載できてない事業もございます。そこについてですが、これらにつきましては基本的には過去のサービスの増加率とか、手帳所持者に対する割合などを勘案して令和6年度から3ヶ年の数値を算出して参ります。6つ目は新規の創設事業についてです。改正する障がい者総合支援法では、新たに就労選択支援事業が令和7年度から本格的にスタートとされております。こちらにつきまして今後国から示される方針などあると考えられますので、そういった資料をもとに、見込み量を算出していきたいと考えております。見込み量の考え方としては事務局からは以上ですが、こちらについてご意見をいただきたいと考えております。本日伝えきれないところがありましたら18日までにご意見いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(島村委員)

4番の本市独自項目の設定ですが、共同生活援助について重度障がい者の利用規模が増加することを視野に入れて、最重度の支援区分6の利用者の割合の見込み量を独自項目として設定するというところは、今まで伝えてきていたところでしてここに入れていただけたのはありがたいと思っております。それを踏まえて今回の見込み量のところの居住系サービスの15ページ、下の表のグループホームのところ、第6期計画の実績が5期よりもかなり実績が伸びていると思われませんが、その原因が何かを伺いたいのと、重度の支援区分の利用者の割合の見込み量について今回どこで示されているのかわからなかったの、教えていただきたいです。もしかしたら5番の見込み量を記載できていない事業に当たるのかどうか、その見込み量が記載できていない事業は具体的にどのようなことになるかもお願いいたします。

(事務局：鎌田)

今回の区分6の方々の割合は、実はまだここに挿入ができておりません。ただ場所としては15ページに入れていく予定で、それを計画書上にまた反映を

させていく予定ではおります。それから、一つ目の実績のところ、第5期から第6期にかけて実績が伸びてきていることについては、まず市内のグループホームの数が増えていることが一番の要因になっています。そのためそういった意味で日中サービス支援型は重度の障がいの方の対応をするという看板がありますから、そこを中心に掘り下げていきたいという思いがあります。それから記載できていない事業ですが、地域生活支援事業が非常にその手のところが多くて例えば見込みのところ、26ページは理解促進の研修啓発事業の部分や、そういったところをまずは入れることができていません。それから、32ページは障がい者等入院時コミュニケーション事業というものがありますが、こちらも過去の実績がなかなか出てきていない状況もあり、こちらについては記載がまだできておりません。40ページでは、太陽の家の延べ利用人数がまだ出し切れていないので、このあたりが今後入れていかなければいけない部分かと思っております。

(高橋委員)

資料3-2の5ページ、生活介護の部分について質問ですが、生活介護の一番上の表はひと月に何日間開所していたかということを表しているという理解でよいでしょうか。

(事務局：鎌田)

月あたりの利用される方々をご覧の通り二つ目の利用者数で、例えば令和4年度実績だと1000人程月当たりいらっしゃいますが、それらの方々が1ヶ月当たり何日利用したかという数値になります。

(高橋委員)

令和6年から8年にかけてそれぞれ数値が上の二つの表は、増えていっていますが、一番下の1人当たりの利用日数が、18.4が3年連続続いているようですが、過去の利用実績から算出すると全くここは変わらないということでしょうか。

(事務局：鎌田)

例えばその事業所が増えるとか、一つの事業所の中で受け入れられる人数が増えるとか、そういったことが生じてくれば当然1人当たりの利用日数も増えていく可能性はあると思います。ただ全体の通える全体のキャパシティが増えない限り、障がいのある方々増えていって、そういった意味での全体の時間数とか人数が増えていっても1人当たりの1回の利用平均っていうのはそこまで変化が望めないのではないかという意味合いで今は18.4で揃えているような状況があります。

(高橋委員)

資料3-1の、あの最初の方に目標値及び福祉サービス見込み量とあるので単なる過去のそのデータをもとに算出して、こうだろうなということだけが計画だと個人的にはあまり良くないと思っていて、やはり少しでも利用者、利用日数が伸ばせるようなとか、1人でも多く使えるようにとか、そういったものが計画に乗ってこないと単なる過去データをもとにした見込み量に乗っけるだけだと意味がないなと思っています。目標値と、またサービス見込み量がまた別物で示されるなら別ですが、見込み量と目標値がイコールだったとすれば、今申し上げたような印象を私は持ちました。

(事務局：鎌田)

今のお話については、例えば現行計画ですと、この93ページ以降が、章としては、91ページから第3章で6期の障がい福祉計画に入っていきますが、その中の項目で、国が明らかに示している地域共生社会作りの目標値を定めなければいけない部分と、藤沢市としてのところでは市内のサービス見込み量を出していくもので書かなければいけない内容がわかれています。文章中でわかりにくかったかもしれませんが目標値に考えられる部分は現行計画でいうところの93ページの目標値の部分、地域共生社会作りの目標値にあたる部分です。

見込み量とお伝えしているのは、100ページから始まる障がい福祉サービスの見込み量のところで、過去のトレンドや地域の実情を考えながら、このぐらいの見込みができるのではないかということを書いていくところになりますの

で、わかれているのであればというお話でしたが、実は計画書の中はわかれております。

(高橋委員)

わかりました。これは意見ですが、これは計画に載せるというよりはもしかしたら協議会に上げてご検討いただくような内容かもしれませんが、実際に生活介護事業所が増えていくにしても、その地域の実態に合わせた事業所が増えていくような仕組みというか、なかなか重度の肢体不自由の方の行き場がない場合や行動障がいの方を受け入れてくれるような事業所がなかなかないということはよく聞く話なので、単に事業所の数が増えるとか、受け入れる分母が増えるというだけではなく本当に困った人にこういう支援が行き届くような仕組みができるといいなと思っています。これは私達の計画検討委員会よりは協議会でも話してもらえばと思いますので、検討として挙げさせていただきます。

(林委員)

数の見込み量の考え方はよくわかりましたが、その数というのは支援を希望する人の数かと思います。見込み量というのは、それを算出するうえで予算等絡んでくるのではないかと思いますが、それは支援を希望している人の数に対して100%ちゃんと支援をしてもらえる数なのかが疑問になったので、確認です。

(事務局：鎌田)

希望する人数全員分という形で綺麗に算出しているわけではなく、あくまでも利用実績をもとにして、将来に向かって計算をするという基準で算出しております。そのため、もしかしたら希望はしていたかもしれないけど、満足な日数が使えなかった方もいるかもしれませんし、逆に初め3日でもいいと言っていたものの事業所が空いていたから5日通えるようになったというような人も中にはいるかもしれません。そういった意味ではあくまでも実績ベースで、将来に向かって推計見込み量を出しておりますので、現実的にご希望をしている反映させているという見込み量ではありません。

(小野田委員)

15ページの共同生活援助グループホームについてこだわっていきたく思っていて、見込み量についてはこの総数でいいと思いますが、実績については、ぜひ介護サービス包括型外部サービス利用型、日中サービス支援型みたいな3項目で分ける形で実績が示された方がいいのではと思います。もう一つが、先ほど資料3-1にありましたが、グループホームのところでは独自に区分6の方については見込み量を設定しますとありますが、その加算上区分6にするのは重々理解しますが、独自で実際の計画相談を行っていく中で、区分5以上になると、グループホーム側が難色を示されるので独自であるのであれば区分5・6の方が見込み量として見えてくる方が実際に使える数字になると思っております。区分5の方だと、見学は受けるけども平均4ぐらいで抑えたいという形を聞くことが多いので、独自であれば区分5・6がよいかと思ったのが一つの意見です。また、短期入所は福祉と医療を分けていますが、共同生活援助も三つの種類があるので、見込み量とかは総数でいいと思いますが、実績としては種類ごとに示した方が使える数字になるかと思いました。

(事務局：鎌田)

システム上で、その集計が可能か含めて検討させてください。

(奥田委員)

先ほどの地域移行支援及び地域定着支援事業の算出のところですが、福祉計画相談の方の地域移行地域定着は多分実際運用されているところはかなり少ないと思いますので、ここから数字を算出していくことは難しいと理解していますが、例えば計画相談の先ほどの入退院の加算について、全部精神科からの入退院だけではなく通常の病気の入退院も計画相談だと反映されてくると思うので、それはちょっと難しいところがあるのではないかということが一つ。また私達委託相談の方も病院や保健予防課のご依頼で退院促進に関わりますが、なかなか定着まで数字として出し切れてない課題も感じています。あとは長期入院の方がどれだけいらっしゃるかも含めて反映していかななくてはいけないと特にこの地域移行地域定着に関しては思うところがあります。

(齊藤委員)

3点ほどですが、まず相談支援22ページ相談支援と、27ページの障がい児障がい者の相談支援とありますが、見込み量が横ばいか、むしろ下がっている状況もあって、藤沢市としてセルフ率が問題だと言いつつ、見込みで藤沢市はいいのかなという疑問がありますので、今後の方針が簡単に示せないのはわかりますが、意思表示としてはあまり消極的となっている印象です。それから、32ページの入院時のコミュニケーション支援ですが、事業化していただいたのは大変ありがたかったのですが、実績がない理由として要綱上の縛りが非常に厳しいことがあると思います。最初できるときに期待したことが、家族の入院の場合、個室になってさらに家族が付き添わないといけないことを条件として提示されることがあり、何とか解消できないかということで支援者が家族に代わる形で使えないかということでお願いしていた経緯もありましたが、そのようになってないということで、要綱上縛りが変わってくれば全然違うものになるのかなと考えられます。他にも、実績がなぜ上がらないのか理由の分析をしていただきながら、さらにニーズに沿ったような検討がされるといいなと思います。あと3点目、児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備が計画にもありますが、児童発達支援センターについては広範囲でなおかつそのようなことが具体的な仕事として評価されて示されていますので、その辺藤沢市としてやはり取組を強化していただく必要があると思いますので、その辺の表記を検討していただけたらと思っています。

(小野田委員)

29ページの法人後見支援事業の部分の件数が、令和2年度13あったのに対して、令和6年度以降は12が続き、過去の実績より下がっているのは、何かいろいろ終わりそうなものなのか、今後法人後見は増えていと思うところがある中なので、この数値はどうなのかという質問です。

(事務局：白井)

現状をまず申し上げると法人後見はなるべく回さない方向で士業の皆さんに頑張ってもらっていて、どうしても困難ケースで複数の士業の方が携わらないといけない形のときに法人後見を使っている状況なので後見制度をこれから見直

し入ると思うのでそちらの動向も踏まえて数値の方はもう1回見直したいと思いますが、現状についてはそんな状況になっています。

3 その他

(1) パブリックコメントの実施について

(事務局：鎌田)

皆様にご協力いただいている今回の中間見直しについて、パブリックコメントの日程が確定しました。11月13日から12月12日までです。市の広報としては10月25日号で周知をしております。その他ホームページなども使って周知しておりますので、そこに向けてまた来月会議がございますがいろいろご意見いただけるとありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(2) その他

なし

4 閉会

(事務局：臼井)

様々のご意見ありがとうございました。それではこれもちまして第4回計画検討委員会を閉会とさせていただきます。次回の開催予定は10月16日曜日午前9時30分から、本庁舎7階の7-1会議室の予定になりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上